

災害時における畳の提供に関する協定書

東海村（以下、「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下、「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海村内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他災害が発生したとき、又は他の市区町村から避難を受け入れるとき、甲の要請に応じて乙が畳を提供することに関し、必要な事項を定め、被災者の避難生活における負担軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が乙に対して行う協力の要請は、災害緊急物資提供要請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出する。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において畳の提供及び運搬について、積極的に協力する。

2 乙は、畳を提供したときは、甲に対して災害緊急物資提供報告書（様式第2号）を提出する。

（畳の引渡し及び運搬）

第4条 畳の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの畳の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、畳の引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、畳の引渡しを受ける。

3 利用後の畳の処理は、甲が行う。

（費用の負担）

第5条 乙が甲に提供した畳の対価及び運搬に要した費用は、無償とする。

（訓練）

第6条 乙は、甲が主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口に変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、甲の要請に即応するため、連絡体制の確立を図るものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間更新され、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月20日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村長

山田 修

乙 茨城県水戸市見和2丁目232番53号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
関東地区委員長

関川 恵一